

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務，計画の位置づけ，構成等

我が国の平和と国民の安全を確保するためには，日本国政府の平常時からの外交努力により，武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし，こうした外交努力にもかかわらず，国民の安全に被害が及ぶ事態が発生し，またはその恐れがある場合は，国や地方公共団体は，国民の生命，身体及び財産を保護する必要がある。市は，その責務にかんがみ，国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため，以下のとおり，市の責務を明らかにするとともに，市の国民の保護に関する計画の趣旨，構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は，武力攻撃事態等において，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令，国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び岡山県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ，玉野市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき，国民の協力を得つつ，他の機関と連携協力し，自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し，その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は，その責務にかんがみ，国民保護法第35条の規定に基づき，市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては，その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項，市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は，以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し，変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については，今後，国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築，県国民保護計画の見直し，国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ，不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては，市国民保護協議会の意見を尊重するとともに，広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては，計画作成時と同様，国民保護法第39条第3項の規定に基づき，市国民保護協議会に諮問の上，知事に協議し，市議会に報告し，公表するものとする（ただし，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については，市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わないものとする。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

【外国人への国民保護措置の適用】

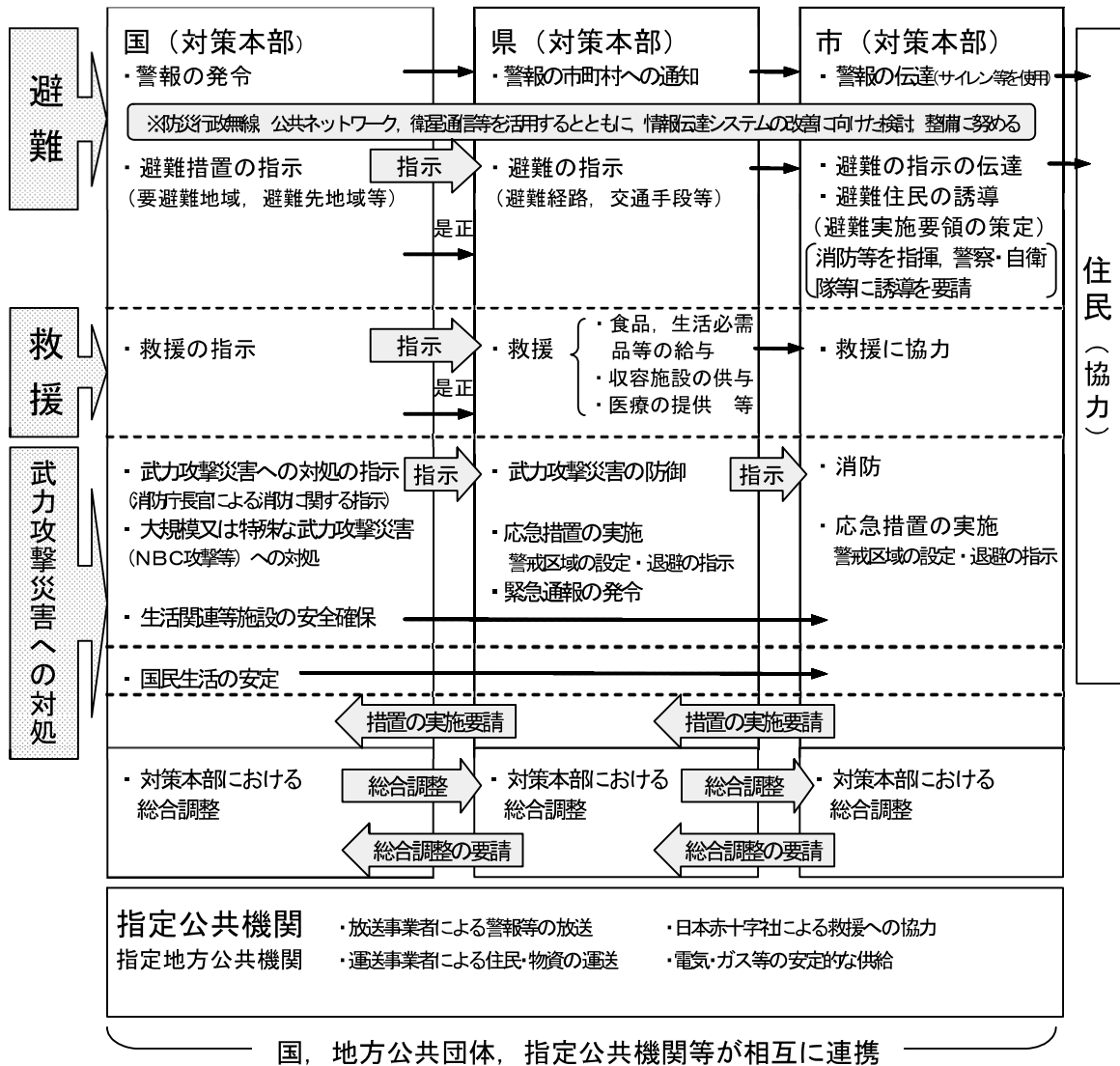
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
玉 野 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置，運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の伝達，避難実施要領の策定，避難住民の誘導，関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示，警戒区域の設定，消防，廃棄物の処理，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地勢

市は、岡山県の南端、児島半島の基部に位置し、東及び北は岡山市、西は倉敷市、南は瀬戸内海に面している。地形の特徴としては、東西16.2 km、南北14.3 km、海岸線の延長約44 kmで典型的な臨海都市である。南部の花崗岩地帯(64%)と北部の秩父古生層地帯(36%)に大きく区分され、市域の約60%が山地であり、大きな河川もなく、特に海岸部は花崗岩質の山麓が海に迫り複雑な海岸線を形成している。

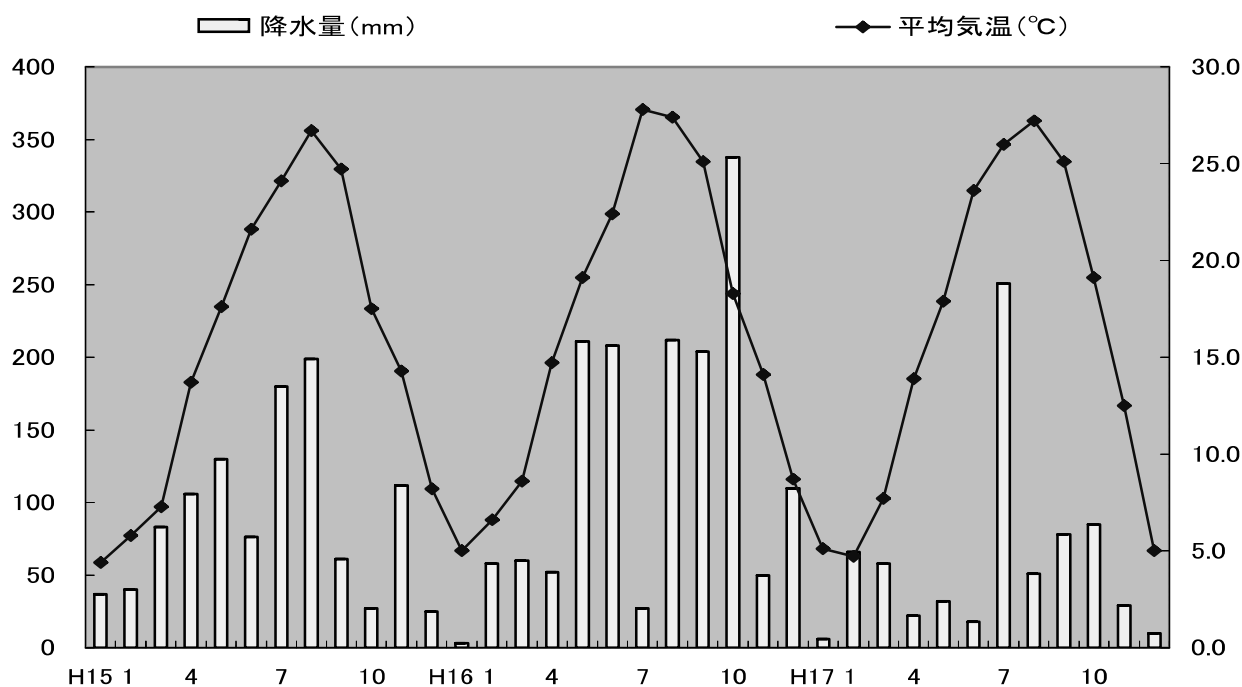
平野部は約40%と少なく、その大部分が東地域(東児・山田)と西北地域(荘内・七区干拓地)などに占められ、海岸部の平地は、埋立造成地を中心に集落の形成をみている。

また、有人島は、香川県との県境を有する石島のみが、本市南東沖にある。

(2) 気候

市においては、気候は温暖で、雨が少ない典型的な瀬戸内気候を示し、四季を通じ激しい気候の変化がない地域である。

月別降水量・平均気温



平成17年

年間降水量	706 mm
年間平均気温	15.7 C°
最高気温（極値）	35.6 C°
最低気温（極値）	-2.6 C°
年間日照時間	1,867.4時間
1日降水量1mm以上の日数	75日

資料：岡山地方気象台

(3) 人口分布

人口は、荘内地区が最も多く、人口密度は、築港、宇野、玉、奥玉、玉原、和田地区が高い。

町字別人口、面積、人口密度

地区	人口(人)			面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
	男	女	計		
田井	3,787	4,039	7,826	9.48	825.5
築港	1,756	1,970	3,726	2.08	1,791.3
宇野	2,580	2,894	5,474	4.24	1,291.0
玉・奥玉	2,286	2,690	4,976	4.51	1,103.3
玉原	2,144	2,331	4,475	3.79	1,180.7
和田	2,469	2,345	4,814	2.27	2,120.7
日比	2,466	2,646	5,112	4.61	1,108.9
渋川	472	489	961	3.51	273.8
山田	1,561	1,652	3,213	8.75	367.2
八浜	2,928	3,156	6,084	16.99	358.1
荘内	7,579	8,193	15,772	28.47	554.0
東児	2,138	2,476	4,614	14.91	309.5
計	32,166	34,881	67,047	103.61	647.1

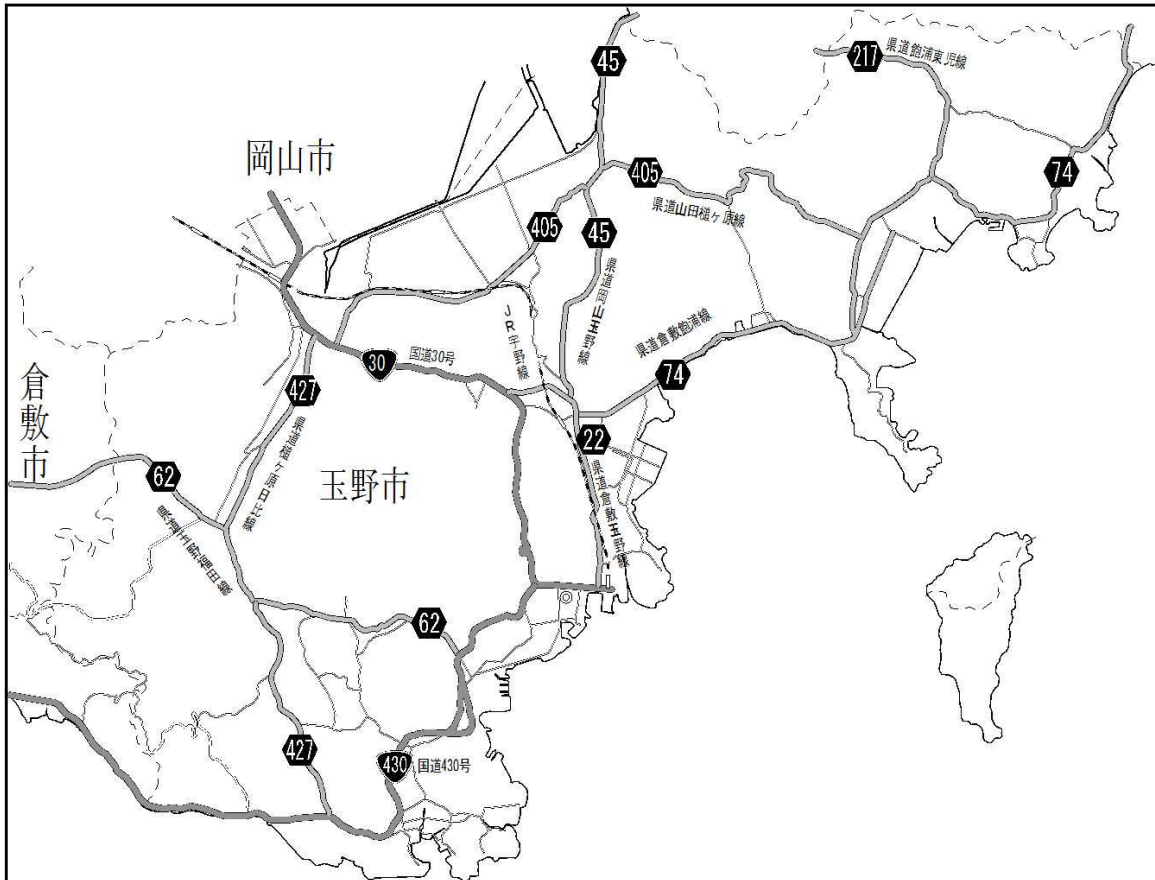
(人口は、H17国勢調査)

(4) 道路の位置等

広域幹線道では、本州・四国の連絡幹線道路として南北に国道30号、海岸沿いに国道430号が走り、短絡道・県道岡山玉野線で岡山市へ、連絡道・県道倉敷玉野線、県道玉野福田線で倉敷市へと繋がっている。

また、幹線的な道路のうち主なものは、県道槌ヶ原日比線、県道倉敷飽浦線、県道飽浦東児線、県道山田槌ヶ原線がある。

主要道位置図



(5) 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、JR宇野線が、宇野駅から岡山方面にのびており、市内に備前田井駅、八浜駅、常山駅がある。

港湾は、県管理港湾6カ所、市管理港湾6カ所がある。

県管理港湾である宇野港（宇野地区、玉地区、日比地区、田井地区）は、岡山県における主要な外国貿易商業港として整備がなされ、また、四国高松港と対峙し、本州と四国を結ぶ連絡港であり、港湾区域約882haを有している。

宇野港のうち人流港として整備している宇野地区は、クルージング需要の増大に対処するとともに、旅客・フェリー輸送の利便性の向上を図るため、水深10m、3万トンクラスの船舶が寄港可能な岸壁の大型旅客船埠頭を整備している。また、物流港として整備している田井地区は、貨物の増大並びに物流機能の集約を目指し3万トン級貨物船に対応した公共埠頭の整備を行っている。

○県管理港湾

臨港地区

施設名	地区名	分 区	面積(ha)
宇野港	宇 野	商 港 区	17.7
		修景厚生港区	2.8
	玉	商 港 区	0.3
		工 業 港 区	90.3
	日 比	商 港 区	3.4
		工 業 港 区	17.7
		漁 港 区	1.6
		保 安 港 区	1.0
		マリーナ港区	3.7
	田 井	商 港 区	20.4
		工 業 港 区	10.2
		修景厚生港区	4.1
	小 計	商 港 区	41.8
		修景厚生港区	6.9
		工 業 港 区	118.2
保 安 港 区		1.0	
漁 港 区		1.6	
マリーナ港区		3.7	
合 計			173.2

岸壁 (宇野港)

地区名	施 設 名	水深(m)	延長(m)	バース数
宇 野	第1突堤フェリー岸壁	-5.0	235.0	1
	第1突堤(-)4.5m岸壁	-4.5	100.0	1
	第1突堤(-)5.0m岸壁	-5.0	120.0	1
	第1突堤(-)10m岸壁	-10.0	280.0	1
	第3突堤(-)10m岸壁	-10.0	185.0	1
	第3突堤(-)5.5m岸壁	-5.5	90.0	1
日 比	(-)10m物専岸壁	-10.0	185.0	1
田 井	田井Aドルフィン	-12.0	240.0	1
	田井B岸壁	-12.0	240.0	1
	田井C岸壁	-12.0	240.0	1
	田井D岸壁	-10.0	185.0	1
	田井E岸壁	-5.5	90.0	1
	田井F岸壁	-5.5	90.0	1

(単位：m)

施設名	所在地	外郭施設	県管理	係留施設	県管理
山田港	胸上・山田	14,632	11,179	1,442	1,271
岡山港鉾立地区	鉾立	3,199	2,045	149	149

○市管理港湾

(単位:m)

施設名	所在地	外郭施設	市管理	係留施設	市管理
野々浜港	田井	1,131	905	473	473
後閑港	後閑	232	132	106	63
大藪港	大藪	577	21	118	83
江之浜港	胸上	368	368	10	10
渋川港	渋川	660	233	50	50
石島港	石島	419	419	242	242
計		3,387	2,078	999	921

○定期航路

船種別	航路名	経営者	隻数	総トン数	出港回数	所要時間(分)
客船	宇野・本村線	四国汽船	1	19	5	20
〃	宇野・宮浦線	四国汽船	1	19	2	15
貨客船	宇野・高松線	宇高国道フェリー	5	4,839	50	60
〃	〃	四国フェリー	4	3,525	40	60
〃	〃	津国汽船	1	828	10	60
〃	〃	四国汽船	2	1,991	12	60
〃	宇野・風戸線	津国汽船	1	628	8	15
〃	〃	四国汽船	1	559	6	15
〃	宇野・土庄線	小豆島フェリー	2	777	8	90

鉄道、港湾位置図



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

なお、県国民保護計画においては、基本指針で想定している各類型の特徴及び留意点を以下のとおり列記している。

(1) 着上陸侵攻

① 特徴

一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが想定される。

船舶により上陸を行う場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。また、航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすい。

なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。

② 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域からの先行避難や広域避難が必要となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

① 特徴

事前にその活動を予測あるいは察知することが困難で、突発的に被害が生ずる。このため、都市部をはじめ、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要となる。

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、被害は施設の破壊等が主となる。被害範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。また、ダーティボム*が使用される場合がある。

※ダーティボム（汚い爆弾）：爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾

② 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措

置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行うこととし、事態の状況により、緊急通報の発令、退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置が必要となる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

① 特徴

発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC*弾頭）を着弾前に特定することは困難である。

通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が主となる。

※NBC：核(Nuclear)、生物(Biological)、化学(Chemical)

② 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、特に迅速な情報伝達や行動などの初動が重要であり、屋内への避難指示や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

① 特徴

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部に対する攻撃のほか、生活関連等施設が目標となることもある。

② 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。また、生活関連等施設に対する攻撃の場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に、当該施設の安全確保や施設周辺への立入禁止措置等を実施する必要がある。

2 緊急処理事態

本計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 原子力事業所等の破壊

イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

ウ 危険物積載船への攻撃

エ ダムの破壊

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破，列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - エ 水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - イ 弾道ミサイル等の飛来